

旧制大学院の学位記(江崎計三氏所蔵)

れ

ています。

戦後の大学院

九

九

四

年)

という文系教員

の述懐

が

戦後日本の教育および教育制度は、 占領下の教育改革

Q/SCAP

(連合国最高司令官総司

令

G

Н

戦 本法体制 が 間 部)による間接統治のもと、CI&E で再構成され、 後 情報教育局) ら根本的に改革されました。その結果、 0 教育制力 とよば 度は、 学校教育法にもとづく新 れ による強力な指導を受けな る 理 13 念的 わゆる憲法・ 制 度的 教育基 枠 組 (民 2

い学制が実施されることになりました。

す。ここでは、 の三点に着目しながら、 こうした一連の戦後教育改革は、 教育刷新委員会での議論、 大学院制度改革の内容を整理しておきます。 大学院制度にもきわめて大きな変革をもたらしたといえま 学校教育法の制定、 大学基準協会の「大学院基準」

▼教育刷新委員会での議論

七月の 機関です。 四六年一二月の の間に「報告」 ○名以内で構成されました。一九五二年に現在の中央教育審議会が設置されるまで存続し、 日本の教育改革に関する重要事項を調査審議することを目的として内閣に設置された教 教育刷新委員会(のちに教育刷新審議会と改称) 「科学研究者養成に関すること」(第一九回報告) この教育刷新委員会の決議内容のうちで大学院の制度に関係するものとしては、 同委員会は、 「建議」「建言」という形で計三五回の決議を行っています。 「教育の理念及び教育基本法に関すること外三件」(第一回報告)、一九四 政治、 教育、 宗教、文化、 経済、 は、 終戦直後の一九四六 (昭和二一) があります。 産業等の各界における学識経 前者は、「高等学校につ 上験者五 育審議 年に 八年 一九

づく教育機関について」という項目のなかにあるつぎのような文章です。

(1) 高等学校 (仮称) に続く学校は 四年の大学を原則とすること。

(2)大学には研究科又は研究所を設けることができること。この研究科又は研究所は大学 但 し大学は三年又は五年としてもよい。

を卒業して後特に学問の研究をなす者を収容するものとすること。

(『教育刷新委員会・教育刷新審議会 会議録』第一三巻、五六頁、 九九八年)

議 焦点とはならなかったものと推測されます。 の修業年限 提案されて否決され、結局は右に示した文面になったことを確認できる程度です。一九四六年 61 一二月の段階におい 、ます。 についての審議内容を確認してみると、 見してわかるように、簡潔な文章となっています。 しかし②に関しては、ただ一点「研究所」という用語を「研究院」に変更することが が問題とされていたこともあって、 ては、 *(*) わゆる六・三・三・四の学校制度体系の最終教育機関である大学 (1)に関しては この時点では大学院制度に関する議論が 教育刷新委員会の総会議事録でこの決 かなりの時間を費やして議論を行って いまだ

科学研究者の養成が第

後者の決議 「科学研究者養成に関すること」(一九四八年七月) についてはどうであっ

究の水準を維持・向上させるのかという点にあったようです。 して継続的に議論を重ねています。 たのでしょうか。 教育刷新委員会は、 議論における最大の関心は、 前者の場合とは異なり、 この時 どのようにして日本の学術研 にはか なりの期間 を費や

育機関 を維持・向上させることもまた戦後日本にとって重要な課題であったのです。これに応えるた 拡大すること自体は異議を唱えるべき問題ではありません。しかしその一方で学術研究 8 には、 この こうした背景を踏まえながら、 ・時期には、 (学校) としての役割を大きく担うことが明らかになっていました。 学校体系の内外において科学研究者養成の方策を十分に講じることが必要となります。 のちにふれる学校教育法との関連から、 決議の冒頭部分をみてみましょう。 新制大学が国民に広く門戸を開く教 国民の教育機会が の水準

て活動すべき優秀な人材を養成するがために、 教育ならびに研究を職とする者はもちろん、 学校体系の内外におい 社会各方面 にお いて精深な学術を基 て科学研究者養成の 礎

方策を確立することが必要である。

(同前

『教育刷新委員会・教育刷新審議会

会議録』

八〇頁)

ここでは、 日本の学術研究水準の維持・向上がきわめて重視され、 そのための科学研究者の



米国学術顧問団の名帝大来学(1947年7月)(須川徳子氏提供)

決

員会内における学術研究水準の維持

向上

できるように思います。

に対する

種

の危機意識を感じることが

校体系の内側

・外側という枠にこだわらな

17

科学研究者養成という点に、教育刷新委

養成こそが急務であるとされています。

学

ぎのようなものでした。 成機関としてイメージした大学院とは 議が学校体系内における科学研究者の養 ▼学校体系内の科学研究者養成 以上のような危機意識を前提として、

大学院は、 さすー 前文 引用者注) (前掲の決議) 大学教育の延長では の意味における 冒 頭 部 分を な

学術研究者を養成する機関であつて、すべての施設は、この本質に準拠して計画され

なければならないこと。

職員の数を増加して大学院の指導力を強化すること。

相当の指導力及び研究施設を有する大学には、大学院を置き、設備を拡充し、学部教

入学資格者は、学士又は大学において適当と認めた者とすること。

三

大学院の学生は、その本質上これを研究生と呼ぶこと。

四 研究生は、その研究に関しては、指導教授の指導を受けること。

但し大学において指導要綱様のものにより、在学の更新、

研究報告等に関する定をな

し、又研究生のための特別講義等を設けることができる。

五、学術上有益な研究成果を挙げ、論文を提出し、 制 規の審査に合格した者には、博士の

学位を授与すること。但し、学位には、これを授与せる大学の名をかんすること。

(六~八は略 (同前『教育刷新委員会・教育刷新審議会 会議録』八〇頁)

特別研究生 めのものであることが明示されています。 ここでは、大学院が学部教育の延長ではないことを確認したうえで、それが研究者養成のた (院生)に一定の身分を与えて生活費等の支給を行うことなども示されています。 また右の引用では省略しましたが、 研究費の支給や

・学問水準の低下を懸念

ところで教育刷新委員会では、

総会においても大学院制度に関する興味深い議論を行っています。 そこでは第五特別委員会の

この総会決議の約一年前にあたる一九四七年四月の第三一回

報告として、つぎの三項目が報告されていました。

大学院は綜合学術研究所として独立に設置することが出来る。

現在の帝国大学はこの大学院を以て主体とすること。

大学院については別に設立規準委員会を設けて研究すること。

(『教育刷新委員会・教育刷新審議会

会議録』

第二巻、

二八九頁、

一九九六年

についての懸念が述べられているのです。 **らせて紹介しておきます。ここには、** 総会で右の報告を行った委員が興味深い発言を行っていますので、少し長文になりますが、 新制大学と新制大学院による学術研究水準の低下問題

あ

が 治出来、 前 そうして日本の学問的な水準が恐らく低下するだろうと思われる将来から言っても、 略) これ は 日本 一の学問 の現 状 かか ら言っても、 それ から学制改革になって新

ことが 沢山 特別 は という希望のある人だけを集めて、そこでいろいろな方面の研究を立てる。こういうも は講義をしながら、一方ではそういう新しい大学院に学生を指導する力を二分すると、 されているものだけでは指導能力が十分でない虞があると思うのであります。 設けることが出来るようにしないと、 その がに学問 [出来なければ、一般的に日本の民衆の水準は高まっても、 新しい大学院の学生の指導も十分でない虞があるのであります。 出 来な に興味を持ち、 い虞が十分あるので、こういう綜合学術研究所を設けて、 それから学問を楽しみながら一生懸命にこの中 学校教育法でそれぞれ大学の内部に附属する大学院と 学問 の水準は世界的に高 しかもそれを独立に ・に深入りをしたい (以下略 つまり一方で 結局 にまる のが

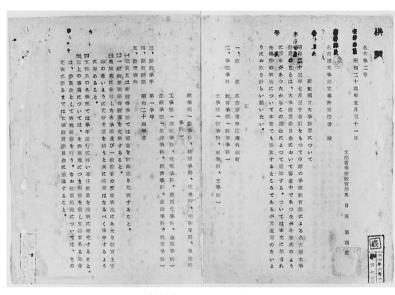
◆学校教育法の制力

(同前

『教育刷新委員会・教育刷新審議会

会議録』二八九頁

法は、 部改正を受けていますが、ここでは制定当初のものを示しておきます。 体系など現在の学校教育制度に関する骨格的な事項を定めた基本的な法律です。 教育基本法とともに一九四七年三月に公布された学校教育法は、 大学院についてどのような規定を行っているのでしょうか。 六・三・三・ 同法は今日までに何度も一 この学校教育 四の学校制度



新制名大設置認可通知

学校教育法(大学院関係分)

第六十二条 大学には、大学院を置く

第六十五条 大学院は、

学術

0

理論

及

び応用を教授研究し、

その深奥を究

めて、文化の進展に寄与することを

目的とする。

第六十六条 大学院には、数個の研究

科を置くことを常例とする。

但

単に一個の研究科を置くものを大学特別の必要がある場合においては、

第六十八条 大学院を置く大学は、院とすることができる。

博士その他の学位に関する事項をの他の学位を授与することができる。督庁の定めるところにより、博士そ

定めるについては、監督庁は、 大学設置委員会に諮問しなければならない。

院をおく必要はないことが述べられています。また、単一の研究科であってもそれを大学院と して認めるようになっています。 では、「大学院を置くことができる」という表現が使われ、すべての大学にかならずしも大学 おくべきであるとされ、数個の研究科を総称的に大学院とよんでいました。しかし学校教育法 すでにふれた大学令の規定と比較してみましょう。大学令では、学部には研究科をかならず

機能をも担うことが明記されたことにあるといえます。これに関連して、学校教育法が施行さ た委員の発言が思い起こされます。 れた直後である一九四七年四月の教育刷新委員会第三一回総会で、第五特別委員会報告を行っ さらに大きな変更点は、大学令のもとでは研究機能のみを担っていた大学院があらたに教育

▼「博士」と「大博士」

旧制大学院と新制大学院とのちがいを顕著にあらわす問題-与する権限があることを示したものです。 学校教育法の第六八条をあらためてみてみましょう。 これまで本書においてふれませんでしたが、ここに 同条は、大学院をおく大学に学位を授 -大学院制度と学位制度との問題

が ふくまれ ています。

学歴をもっていなくても相応の学力をもつ者に授与する方法です。しかし実際に学位取 位令は、 部大臣にあるとされていました。 翌年にあたる一八八七 れて学位は の主流となったのは、 ときに設けられた学位は つは大学院を修了したのち「定規試験」に合格した者に授与する方法、 戦前 約一○年後の一八九八年一二月には全面的に改正され、このとき「大博士」 の学位について簡単に説明をしておきます。すでにふれた帝国大学令が公布された 「博士」のみとなっています。 後者すなわち論文提出による学位申請であったとされてい (明治二〇) 年五月、日本で最初の 「博士」 と「大博士」 また学位は、 これ以後、 二通りの方法で授与するものとされていました。 の二種類でした。そして学位授与の権 旧制大学院では博士学位のみが授与され 「学位令」が公布されました。 残る一つは大学院の ます。 が 限 この学 は、 廃 得方法 近上さ 文

▼博士以外の学位

ることになったのでした。

に が なります。 ?あり *、*ます。 度学校教育法第六八条の問 それ しかしその一方で、 は、 新制 大学院が授与するのは博士学位だけでは 博士学位以外にどのような学位が授与されるのかについて具 題に戻ります。 そこには 「博士その他の学位」 ないことを示してい ること

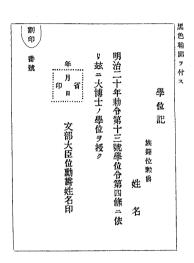
体的な名称を打ち出してもいなかったのでした。

われ 学基準協会の それを考えあわせると、教育刷新委員会の右の決議内容は、新制大学院が「博士その他の学位 研究者養成に関すること」の「第一《大学院」中の「五」です。「学術上有益な研究成果を挙げ、 を授与することができるという学校教育法の規定に対して意図的に抵抗しているようにさえ思 ました。 論文を提出 ここでふたたび教育刷新委員会総会の決議を振り返っておきます。一九四八年七月の 、ます。 この決議が行われた時点で、すでに学校教育法の施行から一年以上が過ぎていました。 一見して不可解なこの事実関係はどう説明できるのでしょうか。その手がかりは、大 「大学院基準」をめぐる動向にふれるなかで明らかになります。 制規の審査に合格した者には、 博士の学位を授与すること」という記述があり

◆大学基準協会の「大学院基準」

61 議会と改称)として活動を行っていました。この協議会の設置にはCI&Eが深くかかわって の創立以前の一九四六年一〇月段階から大学設立基準設定協議会(のちに大学設置基準設定協 大学基準協会は、 協議会の審議 活動 一九四七年七月に創立された財団法人です。 |面でもCI&Eは強力な内面的な指導を行ってい ただし同協会は、 ・ます。 法人として

『大学基準協会十年史』によると、 大学院制度問題についてCI&Eが同協会に示唆を与え



剸 印 明治 ij 番 玆 绒 ニ何學博士ノ學位ヲ授 月 一十年勅令第十三號學位令第三條二依 省 印 日 壆 位 訛 **文部大臣位勳鹤姓名印** 嫁 籍 伙 勲 鶣 姓 名

(大博士用)

(博士用)

同

年

月末の時点でCI&E

か ≥ら学

る

度

ついて「学士」 の「マスター

「博士」 オブ

0

間

に 位 ٤ L

P 0

メ 制

1)

カ に

1887 年学位令で定められた学位記様式

促 ッ

くす意見が出されていたこと

が

わ 創

か 設

ŋ

に相当するような中間学位

0

を

ア

ます。

その時

期から判断して、この

点が

学校教育法第六八条の「博士その他

0

学

位

という表現に密接な関連をもつも

士学位 摘したように、 と考えられます。 & 科学研究者養成に関すること」が Е . の 0 みを取り 主導による中間学位 教育刷新委員会の総会決 り上げていたことは、 したがって、すでに指 の創設

博

議

Ι

に C

降 るようになっ 教育刷新委員会総会の議 のことであったとされてい た 0 は 九 四 七 事 、ます。 録を 年 Ė み L 月 以 か

付學 シ位

同令

後第

段三二条

談前 當段

スニ

ル該 如

者當 ノスル

ー 位者 記ノ

-- 學

ハ位

綠紀

色二

輸ハ 腐紅 ァ色

付輸 ス窟 學位記ノ様式左ノ

ん。

対する教育刷新委員会側 の抵抗あるいは反意の表現であったとみることができるかもしれ

・「中間学位」の創設

と「大学院基準解説案」の提案を行っています。それらは最終的に一九四九年四月にCI&E 基準に関する審議を重ねていました。そして翌年五月開催の第三回総会には「大学院基準案」 の大学院基準は、 の承認を受け 大学基準協会では一九四七年の秋以降、 たのち「大学院基準 「趣旨」 の部分と「基準」 (昭和二四年四月一二日決定)」として公表されました。 の部分で構成されています。 CI&Eの内面的指導を受けながら、 まず 「趣旨」 大学院 部分を

第一 趣 旨

みておきましょう。

修士の学位を与える課程は、 大学院の内容は、修士の学位を与える課程と博士の学位を与える課程とに分れる。 視野に立つて、 専攻分野を研究 学部に於ける一般的並びに専門的教養の Ų 清深な学識と研究能力とを養うことを目的とする。 基礎の上 に、 広

博士の学位を与える課程は、

独創的研究によつて従来の学術水準に新しい知見を加え、

文化の進展 に寄与するとともに、 (大学基準協会『大学基準協会会報』 専攻分野に関し研究を指導する能力を養うことを目的 第四号、 四 □ 頁、 九四 .九年)

てい 員会の動きに終止符が打たれたことを意味します。 位」として実現しているのです。 この大学院基準では、 、ます。 一九四七年一 月末の段階でCI&Eが提案していた それまであった博士の学位の それは結果として、 博士の学位のみにこだわった教育刷 ほかにあたらしく修士の学位が明示され 「中間学位」 がここに 「修士学

◆大学院の基準

され 要件として在学期間と履修単位数が示されたことも重要です。 おける大学院制度で一般的であったスクーリングをとり入れることで、 クーリングが重視されたといえるのです。スクーリングとは、もともと通信教育に みを定めていたこととくらべると、 れるしくみになっていることがわかります。 つぎに「基準」 る面接指導をさすものですが、 部分をみておきます。 この場合は大学院への通学を意味してい 履修単位を定めることによって、あたらしい 修士 また、 • 博士 修士 の 両課程が学部教育のうえに並列的 ・博士の 戦前 いずれに対しても課 の大学院制度が 日本の新制大学院 ます。 制 お 在学 ア 度 X 17 程 IJ て で 期 に 修 採用 の教 カ は 間 お 了 る かか ス 0

育機能面での充実をねらったものと考えられます

第二 基 準

大学院は修士の学位を与える課程と、 博士の学位を与える課程とを置く。 但し修士の

一、修士の学位を得んとするものは、全日制にては一ヶ年以上、定時制にてはこれに相当 学位を与える課程のみを置くことができる。 する期間在学し、 専攻科目について三十単位以上履修し且つ研究論文を提出しなけ

する期間在学し、専攻科目について五十単位以上履修し、 を提出し、且つ最終試験を受けなければならない。 独創的研究に基づく研究論文 三、博士の学位を得んとするものは、

全日制にては三ヶ年以上、定時制にてはこれ

に相当

ならない

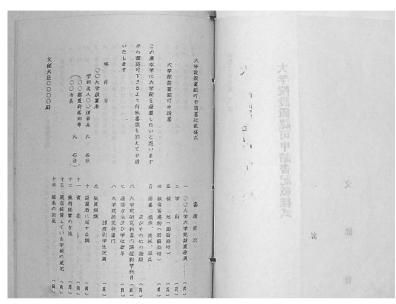
四、 大学院に入学する学生は、 大学を卒業した者、若しくはこれと同等の学力を有する者

でなければならない。

なければならない。

五、大学院を置く大学は、 その課程に必要な施設並びに講義、 演習、 実験等の授業を用意

六、大学院を置く大学は、 その目的使命を充分に達成し得るような大学教員組織を用意し



1952 年 9 月に文部省より送付された 「大学院設置認可申請書記載様式」

されています。これによって、大学基 る大学院設置審査の際のガイドラ 準協会の「大学院基準」が文部省によ に 設置審査のガイドライン よって大学院設置基準として採 九五〇年二月には大学設置審議 さてその後、この「大学院基準」

护

会 は (同前 なければならな 『大学基準協会会報』

頁

私立大学で誕生しました。 の大学院は、一九五〇年にまず四つ このガイドラインにもとづく新制 同志社、 関西学院の四大学の修士 立 命 館 の 関

ンとされるようになったのです。

ィ

西、

た。

課程です。 国公立大学での新制大学院の発足は、 これよりすこし遅れて一九五三年度からでし

四、戦後の名古屋大学大学院

▼国立大学大学院は一九五三年度から

生の進学の道を用意する必要があったためです。 二年度末に卒業を迎えました。 古屋大学は一九四九年度に設置されていましたが、農学部と医学部をのぞく学部学生 年度からです。このとき名古屋大学にも新制大学院 旧七帝国大学をふくむ一二の国立大学に新制大学院が設けられたのは一九五三(昭 新制の大学院が一 九五三年度から開設された理 (六研究科)が設置されました。 全由は、 新制 それら学 が 和二八) 九五 の名

二年遅い一九五一年度であったことがその理由です。 の修業年 なお、 悢 医学研究科と農学研究科については一九五五年度からの開設でした。 が ほ か の学部より二年長かったこと、 また農学部では学部の創設がほかの学部より 医学部では学部